

中央社会保険医療協議会・薬価専門部会意見陳述資料

薬価制度改革について（意見）

令和元年7月24日

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会

I 医療保険制度における医薬品卸の役割

- 医薬品卸は、医療保険制度の下、国民が健やかな生活を維持できるよう自然災害・パンデミック時を含め、医薬品を安全かつ安定的に供給し、国民医療の向上のため、一定の役割を果たしている。

① 医薬品の安全確保

- ・ 薬事制度や医療保険制度の下で、**医薬品の特性を踏まえた医薬品流通**
- ・ 医薬品の類型ごとに**適正な保管と品質管理**
- ・ **副作用情報等の安全管理情報の収集・提供** など

② 医薬品の安定供給

- ・ 全ての医療機関・保険薬局（約24万軒）に対して、約1万6千品目の**医薬品を安定的に供給**
- ・ 全ての医療機関・保険薬局との間で、**早期妥結・単品単価契約を念頭においた価格交渉** など

③ 薬価調査への協力

市場実勢価格を薬価基準に適切に反映させることを目的とした薬価調査について、**医薬品卸は、医療機関等への納入価格を全て提供して、調査に協力**している。

医薬品卸は、医薬品の安全かつ安定的な流通を通じて、国民の命、健やかな暮らしを支える医療に貢献することが使命

Ⅱ 安定的な医薬品流通の確保

- ① 本年10月には消費税引上げに伴う薬価改定、来年度には2年に一度の薬価の通常改定、2021年度には初年度となる中間年の薬価改定が予定されている。
 - ・ 医療保険制度の根幹にかかわる薬価調査の信頼性確保にも資するよう、医薬品卸は人的資源を最大限に投入して早期妥結を念頭においた価格交渉を精力的に行っており、そのために多大な労力を費やしている。
 - ・ 医薬品卸には、流通改善ガイドラインに則して流通改善を進めつつ、今後も自然災害・パンデミック時を含め、医薬品の安定供給を確保することが求められているが、薬価調査・薬価改定に係る医薬品卸への急激な負担の増大は、卸の役割を大きく損い、ひいては医薬品の安定供給に支障を生じさせかねない。
- ② 新薬創出加算品目の適用範囲の縮小や後発品の使用促進策に伴う長期収載品の厳しいルール適用などに伴い、医薬品市場構造は大きく変化しており、市場の成長が過度に抑制されれば、医薬品の配送体制の強化や災害時への備えなどに影響が生じかねない。なお、一部の後発品や基礎的医薬品については、これ以上薬価が下がると、医薬品の安定供給に支障を生じかねないのではないかと懸念している。

薬価制度改革に当たっては、過度に財政を優先することなく、医薬品の安定供給等の卸の取組みや役割にも配慮していただき、安定的な医薬品流通に支障が生ずることのないよう、慎重に検討していただきたい。

Ⅲ 消費税引上げに伴う薬価改定から生ずる課題

消費税引上げに伴う薬価改定で想定される混乱として、

需給バランスが崩れる

価格交渉が困難になる

薬価が
上がる品目

薬価が
下がる品目

医薬品流通に支障を生じかねない

- 改定後に薬価が上がる新薬創出加算品や基礎的医薬品については、駆込み需要が発生する可能性がある。
- 特に、医療用医薬品市場の1/3を占める新薬創出加算品については、代替製品がなく増産も見込めないため、**需給バランスが大きく崩れ、医薬品の安定供給が困難になるおそれがある。**

流通改善ガイドラインに逆行するおそれがある

消費税引上げ分を転嫁しても実勢価による改定で薬価が下がる長期収載品や後発品については、

- ✓ 早期妥結の後退
- ✓ 一次売差マイナスの拡大
- ✓ 過大な値引きの助長

などの問題が発生する可能性があり、国が主導している流通改善ガイドラインに逆行しかねない。

消費税引上げに伴う薬価改定においては、流通改善ガイドラインの遵守について医薬品流通関係者の取組みを徹底するなど、医薬品流通に混乱が生じないようにしていただきたい。

IV 流通改善ガイドラインの遵守状況と今後の課題

【現 状】

- ① 早期妥結については、未妥結減算制度と相俟って、9月までの妥結率の大幅な向上や遡及値引きがなくなるなど進展がみられた。
- ② 単品単価契約率については、大幅に上昇した。

【課 題】

- ①については、部分妥結や9月までの妥結価格が10月以降の再交渉で変動する取引など、一部に未妥結減算制度や流通改善ガイドラインの趣旨に反する取引が行われており、改善する必要がある。
- ②については、引き続き、価格交渉の段階から医薬品の価値を踏まえた交渉を推進していくため、薬価本体価格の値引き率による交渉（消費税表示カルテル）の徹底に取り組んでいく必要がある。

昨年度より流通改善ガイドラインが適用されたことで、医薬品の流通改善が進んだが、さらに改善すべき点がある。

今後、未妥結減算制度や流通改善ガイドラインの趣旨が徹底されるようにしていただきたい。